

新型コロナウイルス感染症にかかる大阪市社会福祉研修・情報センターの使用料の減免について

大阪市社会福祉研修・情報センターの使用料につきましては、新型コロナウイルス感染症防止対策や社会活動の維持に向けた施設利用者の負担軽減を目的として、次のとおり、減免措置を行います。

(適用施設)

演習室、大会議室、会議室、介護実習室

(適用者)

上記「適用施設」の利用者

(適用条件)

施設を利用するにあたって、「貸室使用時の注意事項」（令和2年6月1日）に従って利用すること

(減免率)

原則、規定の使用料の5割を減額

ただし、附属設備の使用料は対象外

(適用期間)

令和2年7月15日（水曜日）から令和3年3月31日（水曜日）まで

(手続き)

【令和2年7月15日以降に予約・申込みの場合】

令和2年7月15日以降に申込みをされる方（団体）は、使用料（附属設備は除く）が半額になります。

申込みの際に、減免申請書を提出いただく必要があり、印鑑が必要となります。

※減免申請書はセンターよりお渡しします。

【既に使用料を納付済みの場合】

令和2年7月15日からの利用で既に使用料を納付済みの方は半額を還付いたします。

利用日当日以降から手続きが可能となります。大阪市からの振込みでの還付となります。

※請求書はセンターよりお渡しします。

- ①請求書
- ②領収書の写し

(問合せ先)

大阪市社会福祉研修・情報センター 管理調整担当

電話番号：06-4392-8200